

受講無料

給与等の源泉徴収事務に係る
令和6年分所得税の定額減税のしかた



所得税・個人住民税の 定額減税に関する説明会

令和6年度税制改正大綱に沿った国税の法改正により、6月以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から、定額減税を行うこととなります。事前に準備ができるよう説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

日時

令和6年 6月4日(火)

午後2時～午後3時30分

場所

藤岡商工会議所

内容

1. 定額減税について
2. 税制改正について

講師

日本商工会議所
担当職員

定員

30名

対象者

中小・小規模事業者
(会員・非会員問わず)

【お問合せ・申込先】

〒375-8506 群馬県藤岡市藤岡853-1

藤岡商工会議所 中小企業相談所

TEL 0274-22-1230 FAX 0274-24-1229

※下記の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

6/4(火)「定額減税に関する説明会」受講申込書

藤岡商工会議所 行

FAX: 0274-24-1229

事業所名			
所在地		電話	
参加者名			

■ご記入頂いた情報は藤岡商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。